

第1章 歴史文化基本構想策定の目的と位置づけ

第1節 歴史文化基本構想策定の背景と目的

1 歴史文化基本構想策定の背景

平成19年10月30日に提出された『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』において、地域の文化財を総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくための方策として、文化財保護制度による文化財の保護施策とそれ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度を利用した周辺環境の保護の施策を体系的に位置づけ、一貫性をもって実施するための基本構想（歴史文化基本構想）の策定の重要性が提言された。

平成24年2月には文化庁文化財部によって『「歴史文化基本構想」策定技術指針』が示され、「歴史文化基本構想」を、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想であると規定した。これまでの文化財保護行政で行われてきた文化財保護法に定める6種類の文化財を指定制度によって個別に保護していく手法のみならず、未指定文化財についても地域内の文化財の把握を通じて、総合的に保存・活用する方策をとるとしたものである。各地方公共団体は「歴史文化基本構想」の理念に沿って文化財保護の基本的方針を定め、さらに文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するためのマスタープランを地域的・個別的事情に応じて定めることが求められたのである。

東広島市では、平成17年2月の周辺5町との合併を経て、町ごとに行っていた文化財保護行政を統括し、各町が指定していた指定文化財についても平成24年度までに見直しを行い、再整理を実施した。見直しによって指定解除した文化財も17件にのぼる。文化財の6類型とその指定基準を定めての運用を厳密にすれば、その基準から外れる文化財が存在することはやむを得ない。一方で、貴重な文化財として守ってきたものが、突然その価値を否定されることは、所有者をはじめとする地域住民としては受け入れがたい面があった可能性がある。かたや学術的な文化財の価値を追求し、かたや地域の宝、誇りとして文化財に価値を見いだすという立場の違いが鮮明となっている。ある意味行政と地域住民の意識の差が表面化したとすることが可能である。上記の問題点は本市の文化財保護行政が抱える課題の一端に過ぎないが、文化財を活用して地域のアイデンティティーの形成や文化振興を図るためには、従来の文化財保護施策だけでは限界がある。このような限界に対して、歴史文化基本構想は指定・未指定にかかわらず地域の文化財を幅広く捉えて総合的に保存・活用を図る点に特徴があり、上記の課題の解決や文化財を活用した地域のアイデンティティーの確立、文化財の総合的な保存・活用を図る上で大きな力となることが期待された。

2 歴史文化基本構想策定の目的

1のような背景から、東広島市には指定・登録文化財に限らず、指定基準を満たさないまでも地域で大切に保存されてきた文化財や歴史的・文化的に貴重な文化財をも包括的に保存し、なおかつ活用するための施策が求められていた。そこで、東広島市では20年、30年という長期的視野に立って、多様な文化財と、その文化財を生み育んできた歴史文化を総合的に保存・活用し、地域の魅力と活力の向上を図ることを目的として「東広島市歴史文化基本構想」を策定することとした。

第2節 歴史文化基本構想の位置づけ

東広島市では、「第四次東広島市総合計画」（平成19年～平成32年）の「まちづくり大綱」において5つのまちづくり大綱を定めている。その大綱は、

- 1－人づくり－個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち
- 2－安心づくり－安全で安心な暮らしを地域で支えあうまち
- 3－快適づくり－環境と調和した生活しやすいまち
- 4－活力づくり－交流が盛んなにぎわいのあるまち
- 5－自立のまちづくり－新たな発想を活かした自立と協働のまち

の5つである。全ての大綱が歴史・文化と関係するものであるが、特に3－快適づくり－ではまちづくり目標を「東広島らしさを継承し、創造できるまち」に設定し、東広島市の特色である、赤瓦のある田園風景、酒蔵と煙突のあるまちなみなどの文化的景観や三ッ城古墳、安芸国分寺などの歴史遺産、瀬戸内海や賀茂台地の美しい自然を市民共有の貴重な財産と位置づけ、その保護と活用を図ることで、東広島市独自の特色ある歴史文化資源を市民と行政が連携しながら次世代に継承しつつ、東広島らしさを大切にした景観の保全と魅力あるまちづくりを進めることとしている。

これらの大綱は、「第四次東広島市総合計画」で本市の将来都市像とされた「未来にはばたく国際学術研究都市～ともに育み、人が輝くまち～」を実現するためのものである。そのために歴史文化が果たす役割は極めて大きいといえる。このことから、平成29年から始まる「第四次東広島市総合計画後期基本計画」では、上記のまちづくり、特に「3－快適づくり」の「環境と調和した生活しやすいまち」の実現を目指し、「歴史・文化の継承と新たな市民文化の創造」を目標に、歴史文化基本構想の策定をその施策の中心に据えている。また、「4－活力づくり」の「交流が盛んなにぎわいのあるまち」についても「にぎわいのある都市拠点・地域拠点の形成」において「酒蔵地区景観形成の促進」等に歴史・文化を活用することが謳われている。

本市には国立大学法人広島大学を始めとして、私立の近畿大学工学部、広島国際大学、エリザベト音楽大学の4大学が所在している。これまでも本市の歴史文化の調査・研究・教育普及に当たって緊密な連携を図ってきたが、将来都市像の実現のためにこれまで以上の連携が求められる。

このように、「東広島市歴史文化基本構想」は「第四次東広島市総合計画後期基本計画」の理念・目標を実現するための歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランということが可能であり、時代の要請にあわせて本市総合計画を補完するとともに、関連計画との連携・調整を図りながら、歴史文化の側面から本市の各施策の推進を支える役割を担うものである。

本基本構想については、本市の総合計画との整合性を図りながら、時代の要請に合わせ、概ね10年を目途に見直しを行うものとする。

第3節 基本構想策定の経過

1 基本構想策定のスケジュールと事業の実施状況

東広島市は、平成28年度に歴史文化基本構想の策定を構想し、平成29年度に基本構想の策定、平成30年度以降に歴史文化保存活用計画を策定することを計画した。まず単市で文化財把握のためにこれまで実施してきた文化財基礎調査で不十分であった分野・地域の文化財悉皆調査を実施した。その上で、国庫補助を受けて平成29年度から1カ年計画で策定事業に着手し、年度当初に策定委員会を設

置するとともに3回の策定委員会と3回のワーキング¹を実施した。委員会は全て公開とし、事業の周知を図った。また、平成29年2月に住民自治協議会に対しアンケートを実施するとともに、同年5月に無作為抽出で市民1,000人を対象に文化財に対する意識調査を行った。そのほか、11月にWEBを利用したモニタリング調査を実施した。

2 検討体制

東広島市では、東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（東広島市教育委員会規則第5号 平成29年3月21日公布）により、東広島市歴史文化基本構想策定委員を委嘱し、歴史文化基本構想の検討を行った。本委員会は、3回の策定委員会を開催し、基本構想の策定に至った。

○東広島市歴史文化基本構想策定委員（任期：平成29年6月1日から平成31年3月31日）

	氏 名	専門分野	所 属 団 体 等
委員長	とだ つねかず 戸田 常一	まちづくり	広島大学名誉教授・大学院特任教授 元東広島市総合計画審議会会長
委員長職務 代理者	さたけ あきら 佐竹 昭	古 代 史	広島大学名誉教授 広島県文化財保護審議会委員 市文化 財保護審議会委員
	あまの こういちろう 天野 浩一郎	郷 土 史	東広島郷土史研究会会長
	いしかわ のりこ 石川 典子	—	(公社)東広島市観光協会
	おおとう ゆ み こ 大藤 由美子	動 物	元教諭 市文化財保護審議会委員
	こだま のぶやす 児玉 伸泰	学 校 教 育	東広島市立郷田小学校校長
	ウェルナー・シュタ インハウス	考 古 学	広島大学大学院文学研究科客員准教授
	たけおか さとこ 竹岡 訓子	—	元小学校校長 スクールソーシャルワーカー
	たにかわ だいすけ 谷川 大輔	建 築 史	近畿大学工学部准教授
	とくなが きょうこ 徳永 京子	—	東広島ボランティアガイドの会会長
	みむら やすおみ 三村 泰臣	民 俗 芸 能 学	元広島工業大学教授 広島県文化財保護審議会委員 市文化財保護審議会委員
	むかいだ ゆうじ 向田 裕始	文 化 財	元広島県教育委員会文化財課課長 廿日市市文化スポーツ振興事業団理事

¹ ワーキングは、策定委員会を円滑に進めるために、委員長及び委員長職務代理者と事務局が、議題や基本構想の内容について検討・協議するために実施した。

東広島市教育委員会事務局

教育長	津森 毅
生涯学習部長	下宮 茂
生涯学習部次長兼文化課長	岡田誠有
文化課参事兼文化財係長	石井隆博
文化財係主査	吉野健志
文化財係主任主事	神本良彦
文化財係主事	山内大輔
文化財係主事	難波直希
文化財係主事	田井智大

○策定委員会の経過

第1回策定委員会 平成29年7月11日（火）

議題《報告》(1) 歴史文化基本構想の概要について (2) スケジュールについて
《議事》(1) 内容について

第2回策定委員会 平成29年9月5日（火）

西条酒蔵地区現地調査

議題《議事》(1) 内容の検討

第3回策定委員会 平成29年10月13日（金）

議題《議事》(1) 策定案の諮問について (2) アンケート結果の考察 (3) 関連文化財群について
(4) 骨子案の確認

○東広島市教育委員会規則第5号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（巻末資料に全文掲載）



写真 1-1 賀茂鶴酒造 8 号蔵と煙突